

令和3年1月15日

保護者各位

東峰村立東峰学園
校長 梶原 秀昭

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について

保護者の皆様には、日頃から学校教育の充実・発展に向け、ご理解とご協力を頂いておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、福岡県は、新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年1月13日付けで、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」）の対象区域に追加されました。

つきましては、本校におきましても、警戒度をより一層高め、感染症対策のさらなる徹底を図りたいと考えています。そのため、可能な限り、3つの密を回避する工夫を行い、こまめな手洗い・咳エチケットを徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を継続していきたいと思えます。

また、保護者の皆様におかれましても、下記の内容について十分ご留意いただいた上、着実な実施についてご協力をお願いいたします。

記

1. 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校させないでください。

2. お子様の毎日の登校前の健康観察を改めて徹底してください。

3. 通学バスについては、お子様に発熱がなくても咳や喉の痛みなど、風邪の症状が見られる場合は、通学バスの乗車を控えてください。

4. 登校後において、児童生徒の体調の不調に気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、早退等の対応を取るもので、よろしくお願いします。

5. 学校外の行動については、不要不急の外出を避け、特に20時以降の不要不急の外出は控えるようにして下さい。

6. 児童生徒が感染した場合、児童生徒並びにその同居家族が濃厚接触者に特定された場合、及び児童生徒が新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、速やかに学校に連絡して下さい。

以上、よろしくお願いいたします。